

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化 に関する特別措置法の一部改正について

昭和61年1月13日
衛環第2号 各都道府県知事宛
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の1部を改正する法律（昭和60年法律第104号）は、昭和60年12月27日に公布され、即日施行された。

今回の法改正は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第3条に基づく合理化事業計画の市町村における策定状況及び下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等に対する市町村の措置の実態等にかんがみ、合理化事業計画に定める事項について所要の改正が行われたものであるが、下記事項に十分留意し、適正な施行を期されたく通知する。

記

1 改正の内容

(1) 資金上の措置

市町村が合理化事業計画を定めるに当たっては、従来から規定されている事項の外に、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を定めるものとされたこと。

(2) 措置の内容

資金上の措置とは、市町村が業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等に対して地域の実情に応じて行う資金面での措置全般であり、具体的には、交付金等の金銭の交付、資金の融資、あっせん、保証等を指すものであること。

2 留意事項

(1) 交付金の算定について

交付金等の交付を資金上の措置として行う場合には、その内訳を十分検討し、適正な算定が行われるとともに、これに沿った実行が確保されるよう市町村を指導されたいこと。

(2) 関係者との協議

合理化事業計画の策定に当たっては、必要に応じ業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者、当該事業所の従業員等の関係者と協議するよう市町村を指導されたいこと。

(3) 職業訓練等

合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、必要に応じて当該事業の従事者についての職業訓練の実施等の措置を講ずるよう努めるものとされているので、合理化事業計画の策定及び実施に当たっては関係部局と連携をとって職業訓練の実施、就職のあっせん等について配慮するよう市町村を指導されたいこと。